

裁 決 書

広島県広島市南区宇品西一丁目7番12-502号

審査申立人 前 島 修

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成25年6月12日付けで提起のあった平成23年4月10日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての要旨等

- 1 申立人の申立ての要旨は、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った平成25年5月27日付けの本件選挙の当選の効力に関する異議の申出を却下する決定の取消しを求めるものであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
 - (1) 広島中央警察署長への告発状提出に至った経緯は、市選管事務局が当方の異議申出に対して「私らあは、何をどうしてええんか判らんのんよ 警察に確認してみてや」と処分の対応不能によるものであった。

平成23年4月13日と4月20日広島中央警察署での告発状作成及び事情聴取の記録が市選管への異議申出の様子を記録している。そして広島市役所市政記者会見室での記者会見とその日のうちの市選管への広島中央警察所長への告発状提出の報告も異議申出の行為とされる。
 - (2) 平成24年2月26日『市選管への〈松井一實氏「当選無効」の審査〉請求書』に続いて、平成24年3月14日『市選管への〈松井一實氏「当選無効」の審査〉請求書』を提出した際にも、「事務局預かりにしてくれ」と処分の対応不能の事態であった。
 - (3) さらなる証拠として、市選管が本件の異議申出を会議で取り扱った事実は、平成23年11月24日（木）午後3時広島市役所北庁舎4階選挙管理委員室『平成23年第22回市選管定例会会議録 6 その他』において確認できる。この記録は、市選管が異議申出を放置して未受理のまま経過した事実を証明するものである。

(4) 続いての真実は、市選管が申立人からの異議申出書の提出を求めたのが平成25年5月2日である。平成23年4月13日から2年以上もの遅延の理由は市選管の当選無効の異議申出の行政手続処理不能、つまり過失と当方との認識のズレは、その際両者で確認されていたはずである。

異議申出書の日付が、上段に平成25年5月2日、下段に手書きで、平成23年4月13日と記されているのはそのことを意味する。また、届出に必要な内容も、平成23年4月13日現在の内容となっている。

もし、平成23年4月13日の異議申出が事実無根であったなら、こういった記載の書類は受理されなかったはずである。

2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを却下するよう求めるというものであって、その理由は次のとおりである。

(1) 審査の申立ての理由として添付されている告発状の記載内容の認否については、本弁明や本件審査の申立ての裁決のためには必要ないと解されることから、これを行わない。

(2) 申立人は、本件審査の申立ての理由として添付している告発状において「少なくとも平成23年2011年4月13日および4月20日には明確に異議の申出をしていた。」と主張し、種々述べている。よって、本件審査の申立ての争点は、審査申立人が主張する上記の年月日を含め、法定期間内、つまり、平成23年4月25日までに、当委員会に対して異議申出書が提出されたか否かという点にある。

(3) 上記争点について、異議申出書が法定期間内に提出されたという事実はなく、このことは、上記告発状においても、申立人が当委員会に対して法定期間内に異議申出書を提出したとの立証がなされていないことから明らかである。なお、当委員会の議事録又は当時の事務局職員の聴取においても、法定期間内に異議申出書若しくはそれに類する文書が提出されたという記録又は報告はされていない。

(4) また、法定期間について、法は例外を認めていない。したがって、法定期間を経過したときは、理由のいかんを問わず、当選の効力に関する異議の申出は不適法なものとして却下を免れないものといわなければならない(昭和26.11.19札幌高裁判決参照)。

(5) 不適法な異議の申出を経た審査の申立てもまた不適法なものであるから(昭和23.3.16名古屋高裁判決参照)、本件審査の申立ては、公職選挙法第216条第2項によって準用される行政不服審査法第40条第1項により却下されるべきである。

3 申立人は、市選管の弁明に対し、反論書を提出した。その主張を要約すれば、次のとおりである。

(1) 市選管の弁明の審査の申立ての理由に対する認否にある「審査の申立て

の理由として添付されている告発状の記載内容の認否については、本弁明や本件審査の申立ての裁決のためには必要ないと解されることから、これを行わない。」と一方的に主張するのは責任を免れるための主張で、事実を著しく歪曲する極めて悪質で醜い弁明である。

(2) 審査申立ての理由としての告発状の本質は、あろうことか、市選管が刑法でいうところの虚偽公文書作成等罪のあるまじき犯罪行為を指摘するものであり、本件は市選管の過失に関する責任となっている。告発状の記載内容については、捜査段階であるため、これ以上の言及はしないこととする。

(3) 市選管事務局の過失を立証する新たな証拠を追加提出する。

異議申立書に対する平成25年5月27日付け市選管の決定書を受け取る前の事前確認として、当方は、政治団体「広島おさむる会」として、市選管事務局に下記のメールを送付している。

2013年5月28日(火) 4:37pm

広島市選挙管理委員会事務局における 異議申出の未受理 事務局預かり等の遅延の不手際は 全市的な重要決定事項であるだけに いずれ説明責任が必要とされるのでは との 助言を頂きました 小生もそのように判断します 念のため 予め お伝えしておきます

告発状に記載のとおり、2013年5月2日の小生と市選管事務局との非公開での会議の場で、市選管の過失は両者で確認されていたはずである。そして、平成23年(2011年)4月13日と4月20日広島中央警察署での告発状作成および事情聴取の記録が市選管への異議申出の様子を記録している。市選管事務局の異議申出の未受理、つまり過失が警察への告発状提出の流れを証明するものである。

(4) 市選管の弁明の理由は、同選管の過失に対する責任を免れるための極めて悪質で醜い言い訳である。原則論一般論が記載してあるだけのものであるが、争点であるはずの法定期間内に異議申立書を未受理の扱いにしていた当事者の過失の責任については一切言及されていない。本審査の申立てのねらいは市選管の過失の責任と有権者および広島市民への説明責任にある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、市選管から弁明書を徴するとともに、職権により審理に必要な資料の提出を求め、また、申立人からも反論書を徴し、慎重に審理した結果、次のことが認められる。

1 公職選挙法第206条第1項は、地方公共団体の長の選挙においてその当選の効力に不服がある公職の候補者は、その当選人の告示の日から14日以内

に、文書で当該選挙を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる」と規定している。

- 2 本件選挙では当選人の告示は平成23年4月11日になされており、本件選挙の候補者は、同月25日までに本件選挙を管理する市選管に対して文書で異議を申し出なければならない。
- 3 申立人は、平成23年4月13日と4月20日広島中央警察署での告発状作成及び事情聴取の記録が市選管への異議申出の様子を記録していると主張するが、これらはいずれも警察署における刑事訴訟法上の手続であり、これらの記録があることをもって、公職選挙法に基づく市選管に対する異議の申出の証拠とはならない。
- 4 また、申立人は、広島市役所市政記者会見室での記者会見及び同日の市選管への広島中央警察署への告発状提出の報告も異議申出の行為とされると主張する。しかし、上記記者会見及び告発状提出の報告は公職選挙法上の手続ではない。
- 5 なお、上記告発状提出の報告に際して、異議の申出に該当する文書が提出されている可能性を考慮し、当委員会は念のために市選管に対し当該報告文書の提出を求めたところ、市選管から申立人より文書の提出を受けていないため提出できないとの回答があった。
- 6 以上のことから、申立人は、本件選挙の異議の申出の期限である平成23年4月25日までに、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出を適法に行ったとは認められない。
- 7 その他、申立人は、異議の申出の期限後の市選管への文書提出について述べているが、これらはいずれも本件選挙の異議の申出の期限後に提出されたものであり、適法な異議の申出とは認められない。
- 8 したがって、本件異議の申出は、公職選挙法で定められた異議の申出の期限後になされたものであり、本件審査の申立てもまた不適法なものである。
よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成25年8月20日

広島県選挙管理委員会

委員長 橋本宗利